

## 悪質滞納者に対する

# 行政サービス制限条例がスタートします

平成26年4月から町税等の滞納者に対する特別措置が始まります

町民の皆さんに対して町が行うさまざまな行政サービスを提供するためには、町の自主財源である税金の確保がとても重要です。町税等を納期限内に完納されている町民の方と、納税等に誠意のない滞納者とは町の行政サービスを同じように受けることは、多くの善良な納税者の不満や不公平感が高まることにつながります。

このため、滞納者に対して町が実施する行政サービスの一部について制限することにより、納税の意識を高めていただき、完納を促進していくことを目的に「大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例」が12月定例議会で議決され、平成26年4月1日から始まりです。

**【対象となる税目】**  
町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

**【納税確認の範囲】**  
(個人の場合) 本人及び世帯員  
(法人の場合) 法人及び法人の代表者

## 行政サービス制限の概要

### 悪質滞納者

- ・正当な理由がなく納税を拒否する者
- ・居留守や連絡文書にも応じない者
- ・納税誓約を守らない者
- ・誠実な対応がない者

### 滞納者

(行政サービスを申請)

※分割納付や納税誓約がある方は、制限から除外されます。

行政サービスの制限  
(サービス提供の停止等)

## 【行政サービス制限対象事業等】

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ①町有財産の貸付・使用許可    | ⑬敬老祝金             |
| ②町有財産の売却・譲渡      | ⑭タクシー助成           |
| ③町表彰             | ⑮電気式生ゴミ処理機の補助     |
| ④町の嘱託・臨時職員の採用    | ⑯移住定住化促進助成        |
| ⑤物品等の購入          | ⑰浄化槽設置補助          |
| ⑥業務の委託           | ⑱雇用喪失促進助成         |
| ⑦広報やホームページ等の広告掲載 | ⑲街なみ環境整備の補助金      |
| ⑧住宅用太陽光発電システムの補助 | ⑳エコ農業野菜栽培ハウス導入の補助 |
| ⑨チャイルドシートの購入の補助  | ㉑農業経営基盤強化資金利子の助成  |
| ⑩国際交流事業人材育成事業の補助 | ㉒大山ブランド開発支援の補助    |
| ⑪結婚推進事業の補助       | ㉓放課後児童クラブ         |
| ⑫スマイル大山号の割引      | ㉔スポーツ大会等の派遣費助成    |

## 【すでに行政サービスを制限している事業】

町営住宅等の入居、個人用住宅等改善の助成、中小企業への融資、不妊治療・不育治療の助成、小規模事業経営改善資金の利子補給、誘致企業あんしん交付金、競争入札参加資格

何らかの事情により、納期限までに納付の困難な方は、お気軽に税務課までご相談ください。

◆税務課 ☎0859-54-5208